

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 納期のきていない公租公課と債務控除

Q : 相続税の申告に当たって、住民税や固定資産税などで未納のものは債務の金額として相続財産から控除されるのでしょうか、相続開始の日はまだ納期の到来していない住民税や固定資産税はどうなるのでしょうか。

A : 納期の到来していない部分の金額も債務控除の対象とすることができます。

【解説】

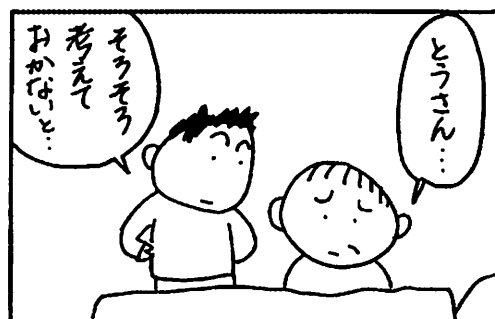
相続税を計算するときは、被相続人が残した借入金などの債務を遺産額から差し引くことができます。

差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにある債務で確実に認められるものです。

都道府県民税、市町村民税及び固定資産税のように賦課期日が定められているものは、その定められた賦課期日に納税義務が確定したものと取り扱うこととされており、それぞれの賦課期日はその年度の初日の属する年の1月1日とされています。

したがって、ご質問の場合、死亡された人に係る住民税及び固定資産税については、納期の到来していない部分の金額はもちろんのこと、これらの税金を賦課する旨の納税通知書の送達が相続開始の日までになかったものについても、これらの地方税の賦課期日において納税義務が確定したものと、債務控除の対象とすることができます。

ちなみに相続開始日までにすでに納付済みものは当然のことながら債務控除の対象にはなりません。



KIMIYO-I